第１章　総　則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南丹市の地域に係る防災に関し総合化と計画化を図るため、次の事項を定め、その万全を期することを目的とする。

１　南丹市の区域に係る防災に関し、市及び市の区域を所轄する指定地方行政機関、京都府、指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び南丹市の概況と災害の記録

２　気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練、調査その他災害予防計画

３　災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防、避難の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画

４　被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画

５　その他必要な事項

第２節　計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次の理念のもとに推進する。

災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・啓発・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。

災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、市民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。

１　災害に強いまちづくり

災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害による人的被害、経済的被害を軽減するための備えをより一層充実して、その実践を促進する市民運動を展開して、災害に強いまちづくりに努める。

（１）南丹市建築物耐震改修促進計画に基づく耐震性の向上

（２）浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を考慮した指定緊急避難場所の確保

２　災害に強い体制づくり

防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。

（１）災害対策本部の機能強化（地域特性及び担当事務を考慮した職員参集体制の整備等）

（２）洪水予報、河川水位、土砂災害警戒情報等に基づく避難体制の整備（避難情報の判断・伝達マニュアル、土砂災害警戒避難マニュアル等の作成）

（３）要配慮者への支援の強化（要配慮者支援プラン等の作成）

（４）指定避難所運営マニュアル等に基づく指定避難所の運営・管理体制の整備

（５）男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

（６）企業防災の促進（事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進）

３　災害に強い人づくり

災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等、市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

（１）市民の災害時行動力の強化（防災知識の普及・啓発）

（２）実践的な防災訓練の実施

（３）自主防災組織の育成

（４）市民及び事業所の連携強化

４　広域災害、複合災害に対応した対策

平成23年３月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。

第３節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について、市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第４節　計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１	災対法	災害対策基本法（昭和36年法律第223 号）
２	救助法	災害救助法（昭和22年法律第118 号）
３	府防災計画	京都府地域防災計画
４	市防災計画	南丹市地域防災計画
５	災害対策本部	南丹市災害対策本部
６	支　部	南丹市災害対策本部の支部
７	要 配 慮 者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者
８	避難行動要支援者	要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者
９	指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第49 条の４から第49条の６まで及び第49条の８関係）
10	指定避難所	避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。（災害対策基本法第49 条の７関係）

第５節　計画の周知徹底

この計画は、南丹市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において日頃から研究訓練、その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画は必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底を図るものとする。

第６節　計画の運用

この計画に掲げた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第７節　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

第１　南丹市

(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務
(2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
(3) 災害に関する予警報の連絡
(4) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
(5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
(6) 自主防災組織の育成指導及びボランティア等による防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
(7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
(8) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
(9) 災害の防除と拡大の防止
(10) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に対する防災上必要な措置
(11) 指定避難所における良好な生活環境の確保
(12) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
(13) 被災企業等に対する融資等の対策
(14) 被災した市施設の応急対策
(15) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
(16) 災害時における文教対策
(17) 災害対策要員等の動員
(18) 災害時における交通、輸送の確保
(19) 被災施設の復旧
(20) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
(21) 被災者の援護を図るための措置
(22) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の

相互応援に関する協定の締結

第２　京都府

(1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
(2) 防災に関する施設、組織の整備
(3) 災害に関する予警報の連絡
(4) 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
(5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
(6) 自主防災組織の育成指導及びボランティア等による防災活動の環境の整備その他京都府民の自発的な防災活動の促進
(7) 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
(8) 災害の防除と拡大の防止
(9) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（要配慮者）に対する防災上必要な措置
(10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
(11) 被災企業等に対する融資等の対策
(12) 被災京都府営施設の応急対策
(13) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
(14) 災害時における文教対策
(15) 災害時における公安の維持
(16) 災害対策要員の動員
(17) 災害時における交通、輸送の確保
(18) 被災施設の復旧
(19) 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、あっ旋等
(20) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結
(21) 災害対策用移動通信機器等の貸出し

第３　指定地方行政機関

１　近畿管区警察局

(1) 管区内警察の指導調整に関すること
(2) 他管区警察局との連携に関すること
(3) 関係機関との協力に関すること
(4) 情報の収集及び連絡に関すること

(5) 警察通信の運用に関すること

2　近畿財務局

(1) 公共土木等被災施設の査定の立会
(2) 地方公共団体に対する災害融資
(3) 国有財産の無償貸付等
(4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

3　近畿厚生局

(1) 救護等に係る情報の収集及び提供

4　近畿農政局

(1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
(2) 農業関係被害状況の収集報告
(3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
(4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導
(5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
(6) 土地改良機械の緊急貸付け
(7) 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策
(8) 災害時における主要食糧の応急供給にかかる連絡調整

5　近畿中国森林管理局

(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
(2) 国有林における予防治山施設による災害予防
(3) 国有林における荒廃地の復旧
(4) 災害対策用資材の供給

6　近畿経済産業局

(1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
(2) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
(3) 電力・ガスの供給の確保及び電力・ガス・工業用水道の復旧支援
(4) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達

7　中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
(2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

8　近畿運輸局

(1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
(2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
(3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
(4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力

要請

(5) 特に必要があると認める場合の輸送命令

(6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9　近畿地方整備局

(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること

(2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること

(3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

(4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること

(5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること

(6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること

(7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること

(8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

10　大阪航空局大阪空港事務所

(1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安

(2) 遭難航空機の捜索及び救助

11　国土地理院近畿地方測量部

(1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること

(2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること

12　大阪管区気象台（京都地方気象台）

(1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表

(2) 気象、地象及び水象の予報（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）並びに警報の発表、伝達及び解説

(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

13　近畿総合通信局

(1) 電波及び有線電気通信の監理

(2) 非常時における重要通信の確保

(3) 非常通信協議会の育成指導

(4) 非常通信訓練の計画及びその実施指導

(5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導

(6) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

14　京都労働局

(1) 産業災害予防対策

(2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施

(3) 災害応急対策に必要な労働力の確保

15　近畿地方環境事務所

(1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

(2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

16　近畿中部防衛局

(1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること

(2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること

第４　自衛隊（陸上自衛隊第７普通科連隊、陸上自衛隊第４施設団、海上自衛隊舞鶴地方総監部）

(1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

第５　指定公共機関

１　船井郡衛生管理組合

(1) 災害時の廃棄物処理に関すること

(2) 被災者の火葬業務に関すること

(3) 災害応急対策に必要なし尿汲み取り等の早期手配

２　西日本電信電話株式会社（京都支店）

(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築

(2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

(3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保

(4) 災害を受けた通信設備の早期復旧

(5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、顧客、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

３　ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）

(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築

(2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

(3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保

(4) 災害を受けた通信設備の早期復旧

(5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、顧客、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

4　株式会社ＮＴＴドコモ関西支社

(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築

(2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

(3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保

(4) 災害を受けた通信設備の早期復旧

(5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、顧客、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

5　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築

(2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

(3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保

(4) 災害を受けた通信設備の早期復旧

(5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、顧客、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

6　ソフトバンク株式会社

(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築

(2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

(3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保

(4) 災害を受けた通信設備の早期復旧

(5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、顧客、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

7　楽天モバイル株式会社

(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築

(2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

(3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保

(4) 災害を受けた通信設備の早期復旧

(5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、顧客、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

8　日本赤十字社（京都府支部）

(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
(2) 災害時における被災者の救護保護
(3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
(4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分

９　西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社、福知山監理部）
(1) 鉄道施設等の保全
(2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
(3) ＪＲ通信施設の確保と通信連絡の協力

10　日本放送協会（京都放送局）
(1) 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
(2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
(3) 社会事業団等による義援金品の募集配分

11　関西電力株式会社
(1) ダム施設等の整備と防災管理
(2) 災害時における電力供給
(3) 被災施設の応急対策及び復旧

12　関西電力送配電株式会社
(1)　電力供給施設等の整備と防災管理
(2)　災害時における電力供給
(3)　被災施設の応急対策及び復旧

13　日本銀行（京都支店）
(1) 通貨の円滑な供給の確保
(2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

14　西日本高速道路株式会社
(1) 高速道路の保全
(2) 高速道路の応急対策及び災害復旧

15　日本通運株式会社（京都支店）
(1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送

16　福山通運株式会社
(1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送

17　佐川急便株式会社
(1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送

18　ヤマト運輸株式会社
(1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送

19　西濃運輸株式会社

(1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送

20　水資源機構（関西・吉野川支社）

(1) ダム施設等の整備と防災管理

21　日本郵便株式会社（京都中央郵便局）

(1) 災害時における郵便物の運送の確保

(2) 被災地あて救助用小包の料金の免除

(3) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

(4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(5) 郵便局の窓口業務の維持

第６　京都府警察（南丹警察署）

(1) 災害に関する情報収集及び広報

(2) 被災者の救出救助及び避難措置

(3) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙

(4) 被災地及びその周辺の交通規制

(5) 危険物の保安措置

第７　京都中部広域消防組合

(1) 災害による被害報告と情報の収集及び広報

(2) 災害の防除と拡大の防止

(3) 負傷者の救出、救助及び搬送

(4) 火災発生時における消火活動

(5) 被災者の救出、救助及び被災者救助保護

(6) 管内関係団体が実施する防災訓練等の指導

第８　指定地方公共機関

１　株式会社京都放送

(1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底

(2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底

(3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

２　一般社団法人京都府医師会

(1) 災害時における医療救護の実施

３　株式会社エフエム京都

(1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底

(2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底

(3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

４　一般社団法人京都府バス協会

(1) 協会所属各社との連絡調整

５　一般社団法人京都府トラック協会

(1) 協会所属各社との連絡調整

６　一般社団法人京都府ＬＰガス協会

(1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保

(2) 災害時における液化石油ガスの供給確保

(3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整

第９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

１　土地改良区

(1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理

(2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧

(3) たん水の防排除施設の整備と運用

２　農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

(1) 共同利用施設等の災害応急対策及び復旧

(2) 被災組合員に対する融資又はあっ旋

(3) 生産資材等の確保又はあっ旋

３　商工会

(1) 被災会員に対する融資又はそのあっ旋

(2) 副食物販売業者、生活必需品販売業者等の調査名簿作成及び物資調達協力

(3) 副食物、生活必需品の購入に対する協力

４　区（自治会及び地域振興会）

(1) 区（地域）内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の通報

(2) 区（地域）内に発生した事項についての応急措置

(3) 各種機関に対する協力

５　建設業組合

(1) 被災施設等の応急復旧

６　報道機関

(1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底

(2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底

(3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

７　病院等経営者

(1) 避難施設の整備と避難の訓練

(2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護

８　金融機関

(1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置

９　液化石油ガス等取扱機関

(1) 液化石油ガス等の防災管理

(2) 災害時における液化石油ガス等の供給

10　学校法人

(1) 避難施設の整備と避難の訓練

(2) 災害時における応急教育対策

(3) 被災施設の復旧

11　自動車運送機関

(1) 安全輸送の確保

(2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

12　京都府石油商業組合組合員給油所

(1) 緊急輸送車両等への優先的な給油

(2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

第８節　市の概況と災害の記録

第１　自然的条件

１　位　置

本市は、京都府のほぼ中心部、由良川水系と桂川水系の上流部、京都市の西北から北部約25～40kmに位置している。

２　地　勢

市の東部は京都市と亀岡市、西部は綾部市と京丹波町、北部は福井県と滋賀県、南部は兵庫県と大阪府に接しており、総面積は616.40k㎡である。

山地は、大半が丹波山地に含まれ、三国岳（959ｍ）のほか、標高400～900ｍの山々により構成され、美山町の鏡峠周辺から三国岳周辺にかけての尾根筋は中央分水界の一部を成している。

平地は、北部の由良川水系では山々の間を縫って耕地が広がりその中に集落が点在し、南部の淀川水系では国道９号、ＪＲ山陰本線の周辺などに広がり、33,145人（平成27年国勢調査）が暮らしている。

河川は、北部の美山町の全域と日吉町の一部が日本海へ注ぐ由良川水系に属し、残る日吉町の大部分と園部町、八木町の地域が大阪湾に注ぐ桂川水系に属している。

また、由良川水系に大野ダム（国土交通省）、桂川水系に日吉ダム（水資源機構）と世木ダム（関西電力(株)と水資源機構との兼用工作物）が建設されている。

地目別面積　　　　　　　　　　　　令和３年1月１日現在（単位：千㎡）

総　数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
616,400	25,556	2,888	7,495	835	89,218	2,249	2,960	485,199

出典：令和３年京都府統計書

*:地目別面積は、令和３年１月１日現在の課税対象の土地面積。その他は、非課税対象面積。

３　気　候

本市の気候は、内陸性気候と日本海式気候の特徴を持ち合わせている。

夏は、京都市などの盆地に比べ比較的涼しい高原的気象を現し、昼夜の寒暖の差が大きい。冬は、冷え込みが厳しいという内陸性気候を示す反面、日本海式気候の影響を受け、季節風が吹き、しぐれやすく、降雪や積雪をもたらすこともある。また、南側の平野部では、秋から冬にかけて霧が発生しやすい。降水量は、年間を通じて比較的少ない。近年は、最低気温が高くなってきており、温暖化の傾向にある。

気温・降水量の状況　　　令和４年、京都地方気象台美山観測所、園部観測所）

		１月	２月	３月	４月	５月	６月	単位：℃
平均気温	美山	0.7	0.8	6.8	12.5	15.9	21.3	
	園部	1.7	1.7	7.8	13.6	17.4	22.4	
		７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	年間
	美山	25.0	25.7	22.6	14.6	11.1	3.2	13.4
	園部	26.2	26.8	23.7	15.2	10.7	3.2	14.2

		１月	２月	３月	４月	５月	６月	単位：℃
最高気温	美山	4.8	6.0	13.1	19.9	23.4	27.1	
	園部	6.9	8.44	14.6	21.4	24.7	28.3	
		７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	年間
	美山	30.5	31.6	27.9	20.8	18.0	8.8	37.0
	園部	31.8	32.8	29.3	21.9	18.4	9.7	37.4
		１月	２月	３月	４月	５月	６月	単位：℃
最低気温	美山	-1.7	-3.0	1.8	6.1	9.4	16.7	
	園部	-2.2	-3.9	1.8	6.6	10.8	17.6	
		７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	年間
	美山	21.3	21.8	19.0	10.2	6.8	-0.7	-8.3
	園部	22.3	22.7	19.6	9.8	5.3	-1.9	-7.6
		１月	２月	３月	４月	５月	６月	単位：mm
降水量	美山	119.5	61.5	112.5	113.5	80.5	82.0	
	園部	40.0	18.0	107.0	121.5	70.5	98.5	
		７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	年間
	美山	283.0	203.5	149.0	107.5	84.5	61.5	1,458.5
	園部	274.5	199.0	156.0	102.0	98.0	31.0	1,316.5

出典：京都府の気象（令和４年報）

第２　社会的条件

１　人口等

本市の人口は、令和２年国勢調査で31,629人、微減傾向を示している。年齢階層別では、高齢者の比率が高く、若年者の比率は低い傾向にある。

世帯数は、核家族化や世帯分離が進み、増加傾向にある。その結果、高齢者世帯の増加など家族構成が変化してきている。令和２年の１世帯あたりの人口は、2.40人である。

人口・世帯数の推移　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（国勢調査結果）

年　次	人　口	世帯数	１世帯当り人口	人口密度
昭和60年	37,709人	10,160世帯	3.7人／世帯	61.2人／k㎡
平成２年	36,693	10,556	3.5	59.2
７年	37,841	11,759	3.2	61.4
12年	37,617	12,364	3.0	61.0
17年	36,736	12,433	3.0	59.6
22年	35,214	12,721	2.8	57.1
令和２年	31,629	13,195	2.4	51.3

市内には明治国際医療大学、京都医療科学大学、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校、京都中部総合医療センター看護専門学校、佛教大学園部キャンパスなどが立地しており、学生が行き交うまちとしての特徴を有している。

また、京都中部総合医療センターや明治国際医療大学附属病院など、自治体独自で整備することが困難な医療環境も兼ね備えている。

２　産　業

（１）農　業

農業は、水稲作を中心にこの地域の主産業として発展してきた。

近年は、高齢化の進行や後継者不足、原油価格の高騰による燃料や資材の値上がりなど農業を取り巻く環境が変化し、農家数、経営耕地面積ともに減少しているが、みず菜、壬生菜、九条ねぎ、黒大豆、紫ずきんなどの京のブランド産品、その他に畜産業も盛んで、これらの付加価値の高い農産物に対するニーズは増大傾向にあると想定されている。

経営耕地面積及び販売農家数の状況

	経営耕地のある実経営体数	農業経営体の耕地面積（ha）			
		田	畑	樹園地	合計
南丹市	1,590戸	1,609.38	105.33	16.01	1,730.72
	総農家	販売農家	自給的農家		
	2,420戸	1,535戸	885戸		

出典：2020年農林業センサス

（２）林　業

林業は、私有林では５ha未満の規模の林家が多くの割合を占めるなど全般的に小規模経営で推移しており、木材需要の低迷や高齢化による労働力の不足により後退してきている。また、この影響で森林環境も悪化する傾向にある。

林産物では、丹波マツタケや丹波栗、椎茸など、京都府内を代表する特産物を産出しているが、生産量は最盛期より大きく減少している。

所有形態別森林面積

	森林面積総数	国有林	公有林	私有林	森林面積割合
南丹市	54,182.95ha	58.85ha	4,984.85ha	49,139.25ha	88.0%

出典：令和３年京都府統計書

（３）工　業

工業は、本市園部町を中心に昭和50年代後半から企業誘致に積極的に取り組んでおり、近年では本市八木町に大型企業の立地が見られる。

また、新たな産業拠点として「京都新光悦村」への企業誘致が本市園部町で進んでいる。

工業の状況（従業員４人以上）

	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
南丹市	86	3,280	16,999,143

出典：令和３年京都府統計書

（４）商　業

商業は、近年の車社会の発達による日常生活圏の広がり、消費者ニーズの多様化・高度化による近隣の郊外型大規模店などが進出し、既存商店街等では低迷が続いている。

商業の状況

		事業所数、商店数	従業者数（人）	年間販売額等（百万円）
南丹市	卸売業	26	117	12,642
	小売業	256	1,263	19,897

出典：令和３年京都府統計書

（５）観　光

「音風景百選」に選ばれたるり渓、芦生原生林、水源涵養機能などの重要な役割を果たす森林、国の「水の郷百選」にも選ばれている美山川清流、北西から南東に流れる大堰川などの河川、天然記念物オオサンショウウオ、アユモドキやホタル、メダカなどの生物も生息しており、太陽光発電システムの活用や美しいまちづくり条例等の取り組みを進めている。

スプリングスひよしや府民の森ひよし等の日吉ダム周辺施設、日本の原風景の残る茅葺き民家群、るり渓高原、清源寺の十六羅漢像など、様々な観光・交流資源も有している。

３　道　路

（１）道　路

本市には、市域を南東から北西に貫通する国道9号、162号、372号と、これらを結ぶ国道477号並びに主要地方道園部平屋線、京都広河原美山線、園部能勢線が幹線道路の骨格となっている。また、京都縦貫自動車道（一般国道478号）は、平成８年４月に京都丹波道路（京都市沓掛ー丹波間31.3km）が開通し、また平成25年3月には、名神高速道路大山崎ジャンクションまで開通し、京阪神の大都市との時間的距離は大きく短縮された。

府道は、主要地方道が上記の３路線の他４路線、一般府道14路線で、国道と合わせてこの地域の幹線道路として重要な役割を果たしている。

市道は、国道及び主要地方道、一般府道、各集落を結ぶ生活道路となっている。

区分	路線番号	路線名	備　　考
一般国道	9	国道9号	京都市-山口県下関市
	162	国道162号	京都市-福井県敦賀市
	372	国道372号	亀岡市-兵庫県姫路市
	477	国道477号	三重県四日市市-大阪府池田市
	478	京都縦貫自動車道(京都丹波道路)	京都市-京丹波町
主要地方道	12	綾部宮島線	綾部市-南丹市
（府道）	19	園部平屋線	南丹市園部町-南丹市美山町
	25	亀岡園部線	亀岡市-南丹市
	34	綾部美山線	綾部市-南丹市
	38	京都広河原美山線	京都市-南丹市
	50	京都日吉美山線	京都市-南丹市
	54	園部能勢線	南丹市-大阪府能勢町
	80	日吉京丹波線	南丹市-京丹波町
一般府道	363	宮ノ辻神吉線	京都市-南丹市
	364	中地日吉線	京都市-南丹市
	368	和泉宮脇線	南丹市美山町-南丹市美山町
	369	八原田上弓削線	南丹市-京都市
	370	佐々里井戸線	南丹市-京都市
	408	郷ノ口室河原線	亀岡市-南丹市
	441	八木停車場線	八木停車場-一般国道9号交点
	442	園部停車場線	園部停車場-一般国道9号交点
	443	佐々江京北線	南丹市-京都市
	445	富田胡麻停車場線	京丹波町-南丹市
	451	吉富八木線	南丹市八木町-南丹市八木町
	452	長谷八木線	南丹市園部町-南丹市八木町
	453	大河内口八田線	南丹市-京丹波町
	454	竹井室河原線	南丹市園部町-南丹市八木町

（２）鉄　道

鉄道は、ＪＲ山陰本線が市南部を横断して布設され、市内に７駅（八木、吉富、園部、船岡、日吉、鍼灸大学前、胡麻）がある。園部以北の電化は平成８年３月に完成し京都－園部間は、平成22年３月に複線化が完成した。

第３　南丹市における過去の災害状況

本市における過去の災害状況を総括的にみると、台風や集中豪雨による増水と河川の曲折、さらに山林の乱伐などの悪条件が重なり小河川の氾濫、冬期の降雪による雪害、冬～春季に発生しやすい火災、さらに山地災害、地震被害への対策も必要である。

※資料編５―（１）　南丹市における過去の災害状況